

「原発の過酷事故は、ひいてはわが国そのものの崩壊につながりかねない」

(東電株主訴訟東京地裁判決より)

国は原発依存をやめる決断を！

避難者訴訟

(6/17 最高裁)

福島原発事故で避難した住民らが国に損害賠償を求めた4件の集団訴訟。国が東京電力に十分な津波対策を取らせなかったことが問われ、複数の高裁で国の賠償責任を認める判決が出ていたにもかかわらず、最高裁はそれを覆しました。争点となっていた「長期評価」の信頼性や予見可能性について判断を示さないままの判決で

国の賠償責任認めず



招いた無責任を断罪しました。一原発に最大15・7坪の津波が来るとの結果を得ていたにもかかわらず、対策を講じなかったことは「著しく不合理で許されるものではない」として原発事故を

東電株主訴訟

(7/13 東京地裁)

旧経営陣に13兆円超の賠償命令。判決は原発の過酷事故は「周辺住民に重大な危害を及ぼし、環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし」「ひいてはわが国そのものの崩壊につながりかねない」とし、原子力事業者の「社会的、公益的義務」の重さを強調。東電が、政府の地震予測「長期評価」に基づき津波の試算をし、08年には、福島第一

一つの訴訟に判決



す。4人の裁判官のうち1人が「地震予測『長期評価』を前提に国や東電が真摯な対応をしていけば、事故を回避できた可能性が高い」として反対意見を付きました。原告団は、不当判決だとして9月に新たに提訴すると表明しています。

中越沖地震から15年

柏崎刈羽原発は今…

2007年7月16日に起きた中越沖地震により、柏崎刈羽原発では3号機所内の変圧器火災、道路の陥没、建物の傾き、放射能漏れなど大きな被害を受けました。昨年になって6号機大物搬入建屋地下で、地震の影響とみられるくいの損傷が発覚。地中のくい下部の損傷や他のくいの点検などに対し東電は消極的ですが、しっかりとした点検が求められます。

対テロ対策施設

規制委、審査書を了承



核物質防護の不備が相次ぎ、規制委による追加検査が行われているなか、6・7号機のテロなどに備える「特重施設」の設置計画に関し、規制委は7月13

これでいいの？ 中間報告

運転禁止につながった柏崎刈羽原発の不備について「他にも起こりうる」と教訓にすべきところ、規制委は「柏崎・刈羽に固有の問題」と結論付けた中間報告をこの4月に出しました。報告書について詳しい説明を求める県民のグループが、6月14日規制委とオンライン会合を開きました。規制委もタジタジの様子を下記のYouTubeチャンネルで見ることができます。(感動の場面あります。)

https://www.youtube.com/watch?v=e_eA7uSFQos&t=25s

日新規制基準に適合していないとする審査書案を、議論がなまま了承。今後手続きを経て、規制委が8月にも正式に「合格」を決めるとされています。「特重施設」ができていなくても再稼働はできるとのことで安易ではないでしょうか。

8月のアオーレ前行動は、8/11(木・祝)12:00~12:30です。ぜひご参加ください。

原発ゼロ長岡市民ネットニュース
第125号 2022年 7月19日発行

連絡先 広井洋子 長岡市寿2-5-15
電話・FAX 0258-24-2870
佐藤 090-4925-3707